

一般質問

杉 浦 敏 議員



恒常的な生活困窮者が活用できる国保減免制度に改善を

問

国民健康保険(=以下「国保」)の医療費自己負担の減免について尋ねる。

(1) 複数の人から「医者代が払えないがどうしよう」という、切実な相談を受けたことがあるが、医療機関の窓口負担軽減は緊急の課題となっている。

そのための国保法第44条【①】に基づく一部負担金減免制度の積極的な活用が、今強く求められている。

市も要綱【②】を19年10月に施行したが、適用したのは何件か。

① 医療機関への医療費支払いが困難と市區町村が認めた人に、減額等ができることを定めた条文。

② 国保法第44条に基づき、とする市要綱。災害や失業等で、生活保護基準に準ずる程度に生活が困難になった場合に申請できる。

(2) 恒常に生活保護基準に近い人は、市の要綱制度は適用されない。

さらなる改善が必要だと考えるが、市はどんな認識を持っているか。

(3) 国のモデル事業【③】の実施市町村に対し、交付金等の財政的な支援があるのか。

低所得を理由とした国保加入者が、医療機関で支払う医療費窓口負担(=原則3割)の減免を受けられるよう、国が市區町村に22年度から財政支援する方針。21年度に数十自治体でモデル事業が実施されている。減免分は自治体負担だが、国は半額を交付金措置している。

(4) 国の支援がなければ、それを引き出すようにしっかりと働き掛け、それが間に合わなければ市独自で可能な限りの方策を尽くすことが必要である。

市の要綱も改善し、実効性のある本当に使える制度としてほしいがどうか。

性のある本当に使える制度としてほしいがどうか。

国が示す基準に沿って対応する

答 保険年金課長

(1) 1件を適用した。
(2) 21年度に国のモデル事業が実施されている。

この結果に基づき、22年

度に全市区町村で行うよう度に全市区町村で行うよう国が基準を示すことになつており、その基準に沿つた対応をしたい。

この結果に基づき、22年

度に全市区町村で行うよう度に全市区町村で行うよう国が基準を示すことになつており、その基準に沿つた対応をしたい。

ば抜けた財政力があるわけではない。強く国の助成を望んでいる。

高齢化時代で高額医療費の増大や滞納等も増えており、国保運営が厳しくなつてきてることを理解してほしい。

国の基準が示されなければ、新たな減免制度は考えづらい状況にある。

